

施設規則 第 1-2号
制定 平成14年12月10日
全部改定 平成25年 4月 1日
一部改定 令和 8年 8月 1日

社会福祉法人アイリス福祉会特別養護老人ホームヴィラ多国山 運 営 規 程

この規程は、社会福祉法人アイリス福祉会が運営する特別養護老人ホームヴィラ多国山（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を図るため、従事者及び管理運営に係る事項を定めるものとする。

第1条（事業の目的）

当施設は、介護保険法の理念に基づき常時介護を必要とする要介護高齢者に対して、施設サービス計画に基づき介護及び生活援助等を行い、利用者がその有する能力にに応じて自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、保健・医療・福祉関係や行政機関等との密接な連携のもと、適正かつ総合的なサービスを提供する。
- 2 地域や家庭との結びつきを重視し明るく家庭的な雰囲気のもと、サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者との信頼関係を基調とした適切な処遇に努める。また、必要な事項については利用者及び家族等の同意を得て行う。
- 3 すべての職員は社会福祉施設の従事者としての自覚と誇りをもって、専門的知識及び技術の向上に努めるものとする。

第3条（施設の名称及び所在地）

当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホームヴィラ多国山
- （2）所在地 京都府南丹市八木町西田早田3番地

第4条（従事者の職種及び配置基準数）

- 1 当施設の従事者の職種及び人員配置基準による員数は次のとおりとする。

（1）管理者（施設長）	1名以上
（2）医師	必要数
（3）生活相談員	3名以上
（4）介護職員	43名以上
（5）看護職員	5名以上

- | | |
|----------------|---------|
| (6) 管理栄養士（栄養士） | 1 名以上 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1.4 名以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 2 名以上 |
| (9) 調理職員 | 外部委託 |
| (10) 事務員 | 若干名 |

2 前項に定める者のほか、必要に応じてその他の従事者を置くことができる。

第5条（従事者の職務内容）

前条に定める従事者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当施設の従事者の管理、利用者の状況、業務実施状況の把握・指導・監督等を一元的に管理する。
- (2) 医師は、利用者の健康管理及び生活指導とともに、必要に応じて診療する。
- (3) 生活相談員は、利用者及び家族等の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内及び他機関との連携・調整を図る。
- (4) 看護職員は、利用者の健康チェックにより健康状態を把握するとともに、サービス利用に当たっての必要な措置を講じる。
- (5) 介護職員は、サービスの提供に当たっては心身の状況等を把握し、適切な介護を行う。
- (6) 管理栄養士（栄養士）は、献立の作成、栄養・調理指導、嗜好及び残食調査を行い、利用者の食事を管理する。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者の状況に応じて日常生活を営むに必要な機能を回復し、又は、その減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者及び家族等の希望、利用者の解決すべき課題に基づき施設サービス計画を作成するとともに他の従事者との連携を図り実施状況の把握に努める。
- (9) 事務員は、職員の人事福利厚生、利用料等の請求、庶務業務及び物品の調達・管理・営繕業務、車両の運行、施設の維持・管理等を行う。

第6条（利用定員）

- 1 利用者の定員は、125名とする。
ただし、災害その他やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 利用者に入院の必要が生じ、おおむね3か月以内に退院することが見込まれるときは、利用者及び家族等の希望等を勘案し、退院後再び当施設が利用できるよう考慮する。
- 3 利用者の入院期間中は、利用者、家族等の同意を得た上で、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の居室として提供することができる。

第7条（サービスの提供）

- 1 身体上又は精神上の著しい障害により常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なときにサービスを提供する。
- 2 利用に際しては、心身の状況、病歴等の把握に努めるとともに、置かれている環境等に照らして、利用することが適当かどうかの検討を入所検討委員会で判定する。

- 3 サービスの提供に当たっては、事前に利用者及び家族等に対して、運営規程と重要項説明書について説明し、同意を得るものとする。
- 4 利用者の提示する介護保険被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮してサービスを提供する。
- 5 正当な理由なくして、サービスの提供を拒んではならない。ただし、利用者が入院治療を必要とするとき、利用者に対して適切なサービスが提供できないときは、介護老人保健施設や病院を紹介するなどの援助を行う。
- 6 要介護認定の更新申請に当たっては、有効期間満了日の30日前には行うことができるよう必要な援助を行う。
- 7 日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族等において行うことが困難なときは、同意を得た上でサービスを提供する。
- 8 退所に当たっては、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健、医療、福祉サービス提供事業者との密接な連携に努める。
- 9 入退所に際しては、利用者の被保険者証（備考欄）に、入所及び退所の年月日並びに当施設の事業及び名称を記載する。

第8条（サービスの実施内容）

- 1 利用者の要介護状態の軽減及び悪化の防止に努め、心身の状況に応じたサービスを提供する。
- 2 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設職員は、利用者及び家族等に対し懇切丁寧を旨とし、必要な事項についてわかりやすく説明する。
- 4 利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為は、原則実施しない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ないときは、拘束を決定した者の氏名、拘束の理由、内容、見込まれる期間、実施した期間、拘束をした者の氏名を記録するなどの適正な手続きにより身体拘束をすることがある。この場合は、利用者の家族等に情報を開示し同意を得る。
- 5 提供するサービス評価を定期的に行い、状態に応じた改善に努める。

第9条（施設サービス計画の作成）

- 1 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成及び変更に関する業務を担当させる。
- 2 施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて、利用者の希望及び抱えるニーズを把握し自立した日常生活が営めるよう、支援する上で改善すべき課題を把握する。
- 3 利用者及び家族等の希望及び把握された改善すべき課題に基づき、サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、サービス目標、達成時期、内容及び留意すべき事項等を記載した施設サービス計画を作成する。
- 4 施設サービス計画を利用者に説明し、同意を得なければならない。

- 5 施設サービス計画作成後においても、サービスの提供に当たる他の職員と連携して実施状況を把握するとともに、解決すべき課題の把握に努め、必要に応じて施設サービス計画を変更する。

第10条（サービスの提供内容）

- 1 介護に当たっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じた介護を行う。
- 2 1週間に2回以上の適切な方法による入浴又は清拭を行う。また、離床、着替え、整容等の介護を適切な技術により行う。
- 3 排泄は個々の状態に合わせておむつを使用するなど、適切な方法により援助する。
- 4 施設職員以外の者による利用者への介護は行わない。
- 5 食事は、身体の状態、嗜好及び栄養状態を考慮し、適時適温の食事を提供する。
また、自立支援に配慮し、離床して食堂での食事に努める。
- 6 心身の状況、置かれている環境等の把握に努め、利用者及び家族等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 7 レクリエーション行事をはじめ利用者の家族等との連携を図り、交流の機会を確保するよう努める。
- 8 心身の状況等に応じて、日常生活を営むに必要な機能の回復及び減退を防止するための訓練を行う。
- 9 医師及び看護職員は、利用者の健康状態に留意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置等を講じる。

第11条（利用料その他の費用）

- 1 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供したときは、「介護報酬告示上の額の1、2割または3割の額」に「居住費」と「食費」の負担額を加えた額とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供したときは、「介護報酬告示上の額」に「居住費」と「食費」の負担額を加えた額とする。
- 3 前2項のほか、日常生活上必要なもので、利用者に負担させることが適当な費用の支払いを受けることができる。
- 4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者及び家族等に対しサービス内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

添付：別紙1、2、3「特養ヴィラ多国籍山利用料」、別紙4「書式価格表」

第12条（保険給付のための証明書の交付）

法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けたときは、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

第13条（勤務体制の確保等）

- 1 利用者への適切なサービスが提供できるよう職員の勤務体制を確保するとともに、就業規則を別に定める。
- 2 職員の資質向上のため、研修機会の確保に努める。

第14条（非常災害対策）

非常災害に関する具体的計画を作成し、避難救出その他必要な訓練を行う。

総合訓練（消火・通報・避難・救出）：年2回以上（ただし1回は夜間想定）

第15条（施設の利用に当たっての留意事項）

- 1 施設の利用に当たっては、利用者及び家族等は運営規程と重要事項説明書による説明を受け、サービスの内容を確認した上で契約書を締結し、サービスの提供を受けることとする。
- 2 施設の利用に当たって利用者が留意すべき事項は、次のとおりとする。
 - （1）外泊、外出は施設職員又は、家族等の同伴とし、行き先と帰着時刻を届出ること。
 - （2）居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること。
 - （3）飲酒は原則禁止とし、喫煙は定められた場所以外ではないこと。
 - （4）騒音等他の利用者に迷惑になる行為をしないこと。
 - （5）施設内への生き物の持ち込み及び飼育をしないこと。
 - （6）施設内での宗教活動、政治活動、営利活動をしないこと。

第16条（衛生管理）

利用者の使用する食器、設備等の衛生管理に努めるとともに、医薬品及び医療用具を適正に管理する。

第17条（協力医療機関）

- 1 入院、治療を必要とする利用者への協力医療機関を定める。

2 協力医療機関

- （1）京都中部総合医療センター：南丹市八木町八木上野25番地

Tel 0771-42-2510

- （2）社会医療法人「清仁会」

ア シミズ病院

：京都市西京区山田中吉見町11-2

Tel 075-381-5161

イ 洛西シミズ病院

：京都市西京区大枝沓掛町13-107

Tel 075-331-8778

ウ 亀岡シミズ病院

：亀岡市篠町広田1丁目32-15

Tel 0771-23-0013

エ 洛西ニュータウン病院

：京都市西京区大枝東新林町3丁目6番地

Tel 075-332-0123

(3) 協力歯科医

- ア 京都中部総合医療センター歯科 : 南丹市八木町八木上野25番地
Tel 0771-42-2510
- イ 医療法人「兼仁会」 秋田歯科 : 南丹市八木町八木西町裏13
Tel 0771-42-2345

第18条(秘密の保持)

- 1 施設職員は、業務上知り得た個人情報のすべてにおいて、個人情報保護法及び別に定める個人情報保護規程に従い、秘密の保持に努めなければならない。また、退職後においても個人情報を漏らしてはならない。
- 2 居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供するときは、利用者の同意を得るものとし、家族等に関する情報を提供するときは、家族等の同意を得るものとする。

第19条(苦情処理)

- 1 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、生活相談員及び介護支援専門員がこれに当たる。
- 2 市町村及び国民健康保険団体連合会等の調査に協力するとともに、指導等を受けたときは必要な改善を行う。

第20条(地域との連携)

施設の運営に当たっては、地域住民等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努める。

第21条(事故発生時の対応)

サービスの提供による事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、家族及び関係機関等に連絡する。また、賠償すべき事故に至ったときは、できる限り速やかに対応する。

第22条(虐待の防止)

管理者は、利用者の虐待の防止等のため、職員に対し、研修を実施すること等の措置を講じるよう努める。

第22条(会計区分)

当施設会計と、その他の事業会計を区分する。

第23条(記録の整備)

職員、設備及び会計に関する記録、サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存する。

第24条（外部評価の受審）

3年に1度を基本として定期的に京都介護サービス第三者評価を受審し、受審の結果は公表する。

備考

一部改定	平成26年	1月1日	一部改定	平成30年	4月1日
一部改定	平成26年	2月1日	一部改定	平成31年	4月1日
一部改定	平成27年	1月1日	一部改定	令和元年	10月1日
一部改定	平成27年	4月1日	一部改定	令和2年	4月1日
一部改定	平成27年	8月1日	一部改定	令和3年	8月1日
一部改定	平成27年	11月1日	一部改定	令和4年	4月1日
			一部改定	令和5年	10月1日
			一部改定	令和6年	4月1日
			一部改定	令和6年	6月1日
			一部改定	令和6年	8月1日
			一部改定	令和6年	10月1日
			一部改定	令和7年	4月1日
			一部改定	令和7年	9月1日
			一部改定	令和8年	4月1日
			一部改定	令和8年	6月1日